

第44回所沢市民フェスティバル 「企業PRコーナー」募集要領

【お願い】

申込みにあたっては、当要領を熟読の上、記載内容をすべてご理解いただいたうえで応募いただきますようお願いいたします。

実行委員会からのお知らせ

この度は、第44回所沢市民フェスティバルの「企業PRコーナー」への応募をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

所沢市民フェスティバルは、「市民の心のふれあいや連帯感を高めるとともに、所沢の魅力を発信すること」を目的に、所沢航空記念公園を会場として開催される市内最大級のイベントです。子どもから大人まで、みんなが「所沢の今」を体験しながら楽しめる多種多様な出展がフェスティバルの魅力となっています。

本要領には、所沢市民フェスティバルを開催するため皆さまにお願いしたいことや、来場者や関係者の安心・安全の確保や円滑な運営のためのルールを記載しています。

出店をご検討中の皆さまにおかれましては、これらについてご理解・ご賛同いただき、フェスティバルの成功とその魅力を来場者の皆さまに届けるために、ご協力を賜りますようお願いいたします。

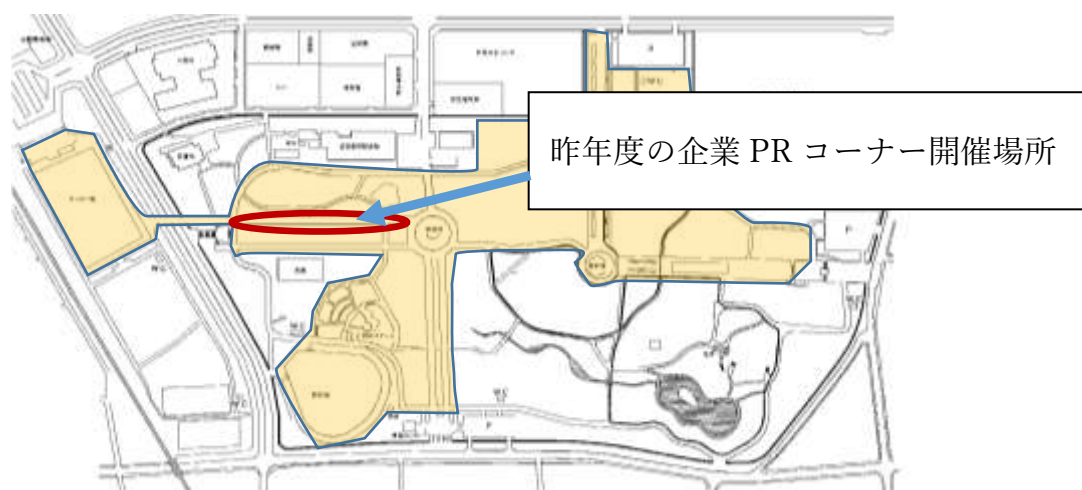
また、所沢市民フェスティバルは、令和6年度以降の開催から出店の募集方法なども含めた、大幅なりニューアルを予定しています。詳細につきましては検討中ではありますが、来場者、出店者の皆さまにとって、より魅力的なイベントとなるよう実行委員会で協議してまいりますので、併せてご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

所沢市民フェスティバル実行委員会
実行委員長 小澤 潤

所沢市民フェスティバル概要

名 称	第 44 回所沢市民フェスティバル
開催趣旨	市民の心のふれあいや連帯感を高めるとともに、所沢の魅力を発信する
主 催	所沢市民フェスティバル実行委員会
開催日程	令和5年 10 月 28 日(土)・29 日(日) 10:00~16:00 ※雨天決行
会 場	所沢航空記念公園
後 援	埼玉県・所沢市
来場者数 (令和4年度)	令和4年 10 月 29 日(土)14 万人 30 日(日)16 万人 合計 30 万人

イベント会場図



上図で示した「企業 PR コーナー」の開催場所は昨年度「企業 PR コーナー」が開催された場所です。今年度の開催場所は、今後の実行委員会で正式に決定いたします。

個別の出店場所については、実行委員会にて決定します。

また、主催者の承認なしに、出店場所の全部または一部を転貸・売買・交換あるいは譲渡することはできないものとします。

募集目的

地域の一員である企業が、その業務内容等を広く紹介すると共に市民及び他企業との交流を目的とします。

参加資格

- ①所沢市内または近隣市町村に本店（支店）を持ち、法人登記もしくは商業登記を行っている企業
その他、所沢市と関連の深い企業
- ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）に該当する者でないこと。
- ③暴力団員が事業活動を支配する法人・団体ではないこと。
- ④暴力団員を事業活動の業務に従事させ又はその補助者として使用する者でないこと。
- ⑤暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者でないこと。
- ⑥その他反社会的勢力（総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずるものをいう。）の構成員及び関係者でないこと。
- ⑦出店内容は企業の事業に係ることを中心とすること。
- ⑧説明会に出席できること。（P5説明会参照）
- ⑨実行委員会の指示に従える方であること。
- ⑩開催両日(正午から及び午後4時から)及び翌日(午前9時から)の全体清掃に協力できる方。
※全体清掃に参加しなかった場合は、次回の参加をお断りする事があります。
- ⑪過去2回の開催で違反又は出店取り消しとなった出店者や携わっていた方がいないこと。
※出店申込み後、書類の偽装、なりすまし、店舗の又貸し、出店品目の虚偽（届出以外の物品の販売は禁止）、留意事項・注意事項違反等が明らかになった場合は、直ちに出店を取り消します。

参加費・清掃協力金・警備協力金

○1区画当たり（2日間：1区画3.6m×5.4m、テント付、横幕等備品なし）

飲食物を扱う出店	47,000円
飲食物を扱わない出店	46,000円

※参加者の都合で1日のみ出店の場合も参加費の減額等はありません。

※会場内の清掃等に充てるため、以下のとおり清掃協力金をいただきます。

飲食販売なし…1,000円(1団体)

飲食販売あり…1団体1,000円+飲食販売を行うテント数×1,000円

※飲食販売あり、なしのテントが混在する企画の場合には「あり」のテント数のみを加算するものとします

※駐車場を利用する場合は、1台につき警備協力金 2,000 円（2日間）をいただきます。（駐車場には限りがあります。）

公園利用者のため、出店者の公園有料駐車場の利用は禁止します。事前に関係者駐車場をお申し込みください。実行委員会により公園駐車場を巡回します。利用を発見した場合は、即時移動していただくとともに出店停止とする場合があります。

※展示車両については、警備協力金はかかりません。

※参加費等については、9月5日（火）までに振り込みにより納めていただきます。振込手数料は出店者のご負担でお願いいたします。

※請求書・領収書は e-mail で送付します。

※出店者の決定は**8月25日（金）**を予定しています。出店者の決定から、参加費等を納めていただくまでの期限が大変短くなっております。あらかじめ準備しておいていただきますようお願いいたします。

※入金期限以降の出店者都合による参加辞退については返金を行わないものとします。また、台風等の天候の影響、その他の理由により、開催前に中止が決定した場合にも返金を行わないものとします。

※原則、備品数の変更はできませんが、やむを得ず備品数を変更する場合は、9月15日（金）までにご連絡ください。以降の備品数変更、出店内容の変更はできません。返金が生じる場合は、返金額から振込手数料を差し引いた額を返金いたします。

募集区画

○1 出店者につき3区画まで募集

※複数区画を募集する場合は、連続した区画となります。

※区画数には限りがございます。多数のご応募があった場合には、区画数を減らしていただく場合があります。書類選考・区画数の減についての異議申立ては一切受付できません（**8月25日（金）**までに区画数が減った方及び落選した方のみ連絡いたします。）

※いかなる場合も出店する権利を他の方へ譲渡することはできません。

※原則、テントの中での出店となりますが、展示・体験等でテント外の使用を希望する場合は実行委員会にご相談ください。内容によっては認められる場合があります。（有料）

※実行委員会において、テント外の使用を認められた場合は、参加費のほかに、一律 18,000 円をいただきます。

募集期間・申込方法

○令和5年7月18日（火）～8月2日（水）

※土曜日・日曜日・祝日は除く

※受付時間：午前9時～午後4時まで（正午～午後1時を除く）

○参加申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、窓口へ持参・郵送・メールにて市民フェスティバル実行委員会事務局（P9 参照）へお申し込みください。

提出書類

- ①参加申込書・誓約書
- ②従事者名簿
- ③参加資格を証明できる書類（登記事項証明書の写し等）

—以下、食品を扱う出店者のみ—

- ④出店の概要
- ⑤保菌検査(検便)成績書（従事する方全員分、令和5年7月以降に取得したもの）
- ⑥営業許可証の写し（営業許可を受けた品目を販売する場合）

※必要書類を全て揃えて、申込みください。不足書類がある場合は、受付できません。ただし、「保菌検査（検便）成績書」についてのみ、**9月7日（木）午後4時まで**提出を可とします。

説明会

○出店企業の方を対象に下記のとおり説明会を行います。

- ①日時:令和5年9月8日(金)

受付開始:午後1時45分、説明会開始:午後2時

- ②場所:所沢市役所6階 604会議室

※説明会当日は、責任者が出席してください。

※責任者が出席できない場合は、代理人を立ててください。複数店舗にまたがる代理人は認められません。出席できない場合は、出店辞退とみなします。（返金はありません。）

※車でのご来庁はご遠慮ください。

物販を行う際の注意事項(1)

所沢市民フェスティバルでは、プラスチックごみの削減のため、販売・頒布等におけるプラスチック容器・包装の使用を不可としています。（レジ袋、皿、コップ、スプーン、フォーク、ストロー、ペットボトル等）ペットボトルの販売はできません。



商品の提供の際の袋類については紙製・布製のものを使用してください。なお、代替手段が無い場合は実行委員会の承認を受けたうえで、以下のものに限りビニール袋を使用可とします。

- ①プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上で、「繰り返し使用することが推奨されている」旨が記載されているもの

- ② 海洋性分解性プラスチックの配合率が100%のもの

- ③ バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

開催当日、実行委員会による査察があります。

違反があった場合には、出店停止となる場合があります。

物販を行う際の注意事項(2)

飲食物の提供について

- ①狭山保健所から公表されている「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」のとおり、国内で実施されるイベントに年間4回(1回あたり連続した3日以内)、年間で合計8日以上出店する場合には保健所において営業許可を受ける必要があります。出店及び出店者のとりまとめに際しては、埼玉県の手引きに伴う食品の臨時出店に係る取扱要領及び狭山保健所の「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」を確認し、臨時出店又は営業許可いずれに該当するかを必ずご確認ください。なお、営業許可の詳細については狭山保健所(04-2941-6535)にお問合せください。
- ②袋、皿、コップ、スプーン、フォーク、ストロー等は紙製のものを使用してください。
- ③ペットボトル飲料の販売はできません。
- ④臨時出店にあたっては食中毒事故防止のためのルールを定めています。下記の内容を厳守してください。
- ⑤当日は実行委員が上記について査察を行います。その結果、出店の一時停止や中止となることがあります。
- ⑥保健所等の指導により、上記の取扱いが変更となる場合があります。

臨時出店にあたってのルール

- ①調理工程が1工程(加工済みの材料を鉄板で焼くなど)の単純なものであること。また、カレー・シチュー等の粘性の高い食品や生ものは食中毒リスクが高いため不可とします。
- ②同一の調理器具・調理方法(フライヤーで揚げる、鉄板で焼くなど)であれば、1テントで3品目まで販売を認めます。

例) 唐揚げ(フライヤー)とフライドポテト(フライヤー)…○(同一の調理器具・調理方法)

唐揚げ(フライヤー)とお好み焼き(鉄板)…×(異なる調理器具・調理方法)

※仕入れ品・既製品は上記とともに販売可能です(品目数の制限を受けません)。

※複数テントで出店する場合、従事者がそれぞれのテントを行き来することはできません。

※営業許可を受けているキッチンカー・屋台等簡易施設での出店は上記の限りではありません。許可を受けた内容での出店をお願いします。

その他の留意事項

- ①当日責任者は、両日ともテントに常駐してください。
※当日責任者が常駐していない出店については、出店を停止する場合があります。
- ②当日の従事者変更は認めないため、人数に余裕をもって申し込みください。
※事前の届出以外の方が従事していることが判明した場合、出店停止とします。
- ③出店にあたり、P9掲載の備品はすべて実行委員会から借用すること。貸出備品を紛失又は破損した場合は出店者が弁償すること。
- ④使用済み油、飲食物の残りや調理で出たごみ（汁物含む）等は、詰りの原因になりますので、会場内の排水溝等に廃棄しないこと。廃棄した場合は、原状復帰していただくとともに、次年度以降、出店停止とします。
- ⑤出店場所は清潔を保ち、油や熱等で路面・備品・植栽等に破損が生じないように、必ずシート等を敷いて対応を行ってください。
- ⑥衛生管理上、調理し、売れ残った食品等は、必ず処分し、翌日に使用しないでください。
- ⑦出店により出たごみ及び売れ残った商品等は、必ず持ち帰ってください。
- ⑧ごみの減量及びリサイクルにご協力ください。
- ⑨水飲み場での器具・食器等の洗浄は絶対に行わないでください。
- ⑩会場内の清掃については、各日とも正午から10分間及び終了後直ちに各自出店場所付近の清掃を行い、回収したごみは、所定の場所にお出してください。
- ⑪開催日翌日(10月30日(月))は、会場全体の清掃を行いますので、必ず清掃活動に参加してください。本部前で受付(午前9時)をします。ごみ袋をお持ちください。
- ⑫車の留置きは一切認めません。また、駐車場内でのトラブルについては実行委員会では一切責任を負いかねます。
- ⑬政治及び宗教活動、募金活動はできません。
- ⑭公園内を汚す可能性や第三者へ被害・損害を与える等の可能性があるものについての販売は禁止します。
- ⑮出店におけるトラブル、安全管理等については出店責任者が責任を持って対応すること。実行委員会では責任を負いかねますので、必要に応じて各出店者において保険等に参加してください。装飾については、安全面に注意すること。
- ⑯火気を取扱う場合には、必ず消火器(業務用)を設置してください。※消防の査察があります。
- ⑰生き物(植物は除く)の取り扱いは、一切禁止します。
- ⑱ナイフ、包丁、模造刀、はさみ等の先のとがったものの取扱いは、調理等の作業に使用する場を除き一切禁止します。
- ⑲くじ等の偶発性や特定行為の優劣によって商品等を提供することは禁止します。
- ⑳その他、実行委員会が不適切であると判断するものの取扱いは禁止します。
- ㉑航空公園内は全面禁煙となります。禁煙を徹底してください。


- ②出店者は公園駐車場を利用することを禁止します。
- ③火災や地震、暴風雨等の危機事案が発生した場合には、自ら安全対策を行うとともに、実行委員会の指示に従い、速やかに対応してください。
- ④本要領により収集した個人情報、市民フェスティバルの運営及び、所沢市暴力団排除推進活動にのみ使用いたします。
- ⑤会場内では広報用・記録用の写真撮影やビデオ撮影が予定されています。皆さまが撮影の対象となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥本要領に記載のある留意事項及び注意事項について、違反等が発覚した場合には、**出店停止とする**とともに**今後の出店をお断り**させていただきます。
- ⑦本イベントに協賛いただいた場合には、当日、会場案内看板に協賛広告を掲示することが可能です（協賛金5万円、掲示数には限りがあります）。また、本部にてチラシを配架することも可能です（協賛金2万円）。詳しくは公式HPを参照ください。
- ⑧SDGsに関する取組をされている場合には公式HPやSNSにて紹介させていただくことが可能です。詳しくは公式HPをご参照ください。
- ⑨食品を取り扱う出店のうち、営業許可を得ている出店者については、食品衛生責任者が常駐すること。

備品費用

※貸し出し備品は以下のとおりです。必要数を別紙申し込み用紙にご記入の上ご提出ください。

※**下記表に掲載されているものについては持ち込みができません。**その他、掲載の無い備品、代替の効かない備品については実行委員会の許可を受けることで持ち込み可能となります。(ただし、テントについては、安全上の理由から、貸し出し備品以外の持ち込みは認められません。ポップアップテント等不可)

※燃料を使用する発電機は持ち込み不可(ポータブル電源(蓄電池)は除く)とします。

品名	金額	仕様
テント用横幕 	2,000円/1間	1間(1.8m)当り
テーブル 	2,500円/脚	1.8m×0.45m H = 0.7m
イス 	500円/脚	折りたたみ式
電源	12,000円/個	1個でコンセント2口付き ※合計で1,500Wまで
パネルボード 	6,000円/枚	1.8m×0.9m (壁掛式)
清掃協力金(1団体)	1,000円/1団体	飲食販売ありの場合、左記金額に出店テント数×1,000円を加える
駐車場(1台)	2,000円/2日	場内駐車含む(警備協力金) ※展示車両は除く

問い合わせ先

所沢市役所 高層棟5階 地域づくり推進課(所沢市民フェスティバル実行委員会事務局)

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL : 04-2998-9083 FAX: 04-2998-9491

E-mail : a9083@city.tokorozawa.lg.jp

◆その他市民フェスティバルに関する情報は下記により随時公表を行います。

公式 HP



Twitter



Instagram



Facebook

